

市民緑地認定制度について

京都市 建設局 みどり政策推進室



市民緑地認定制度の概要

【制度の背景】

都市部における、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが不足している箇所が存在している一方で、都市空間には使い道が失われた空き地等が増加している。

そこで・・・

「市民緑地認定制度の創設」

都市緑地法において、市民緑地認定制度を創設し、土地所有者の協力の下、NPO法人や企業等の民間主体が設置管理者として空き地等を公園的な空間に整備・公開する取組みを促進します。

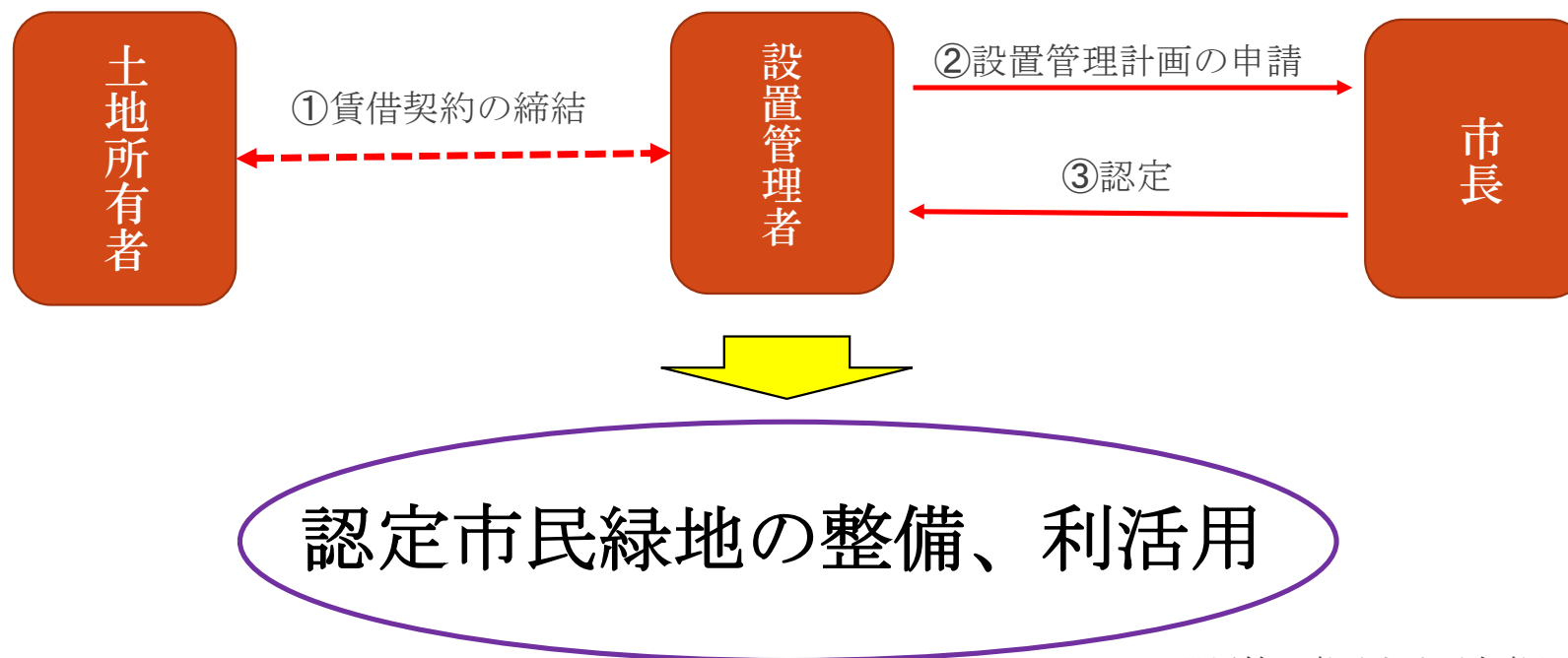
※詳細な設置基準・支援措置があります。



<概要>

- 「市民緑地認定制度」は、未利用・低利用である民有地を、地域の住民の方が利用に供する緑地として整備・管理する者が、設置管理計画を作成・申請し、市区町村の認定を受けて、一定期間市民緑地を整備・利活用する制度です。
- これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地や緑化施設が確保されます。一方、土地等の所有者は、管理上の負担が軽減されたり、税制上の優遇措置を受けることが可能となる場合があります。

<制度のフロー図>



※設置管理者が土地所有者となる場合もある。



設置基準・支援措置

<認定基準>

■対象区域

- ・緑化地域または緑化重点地区内

■設置管理主体

- ・民間主体(NPO法人, 住民団体, 企業等)

■緑化率

- ・20%以上

■設置管理期間

- ・5年以上

■面積要件

- ・300m²以上であり, 一団となっていること。

<支援措置>

■税制

みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地(無償貸付または自己保有に限る)に係る固定資産税・都市計画税の軽減。

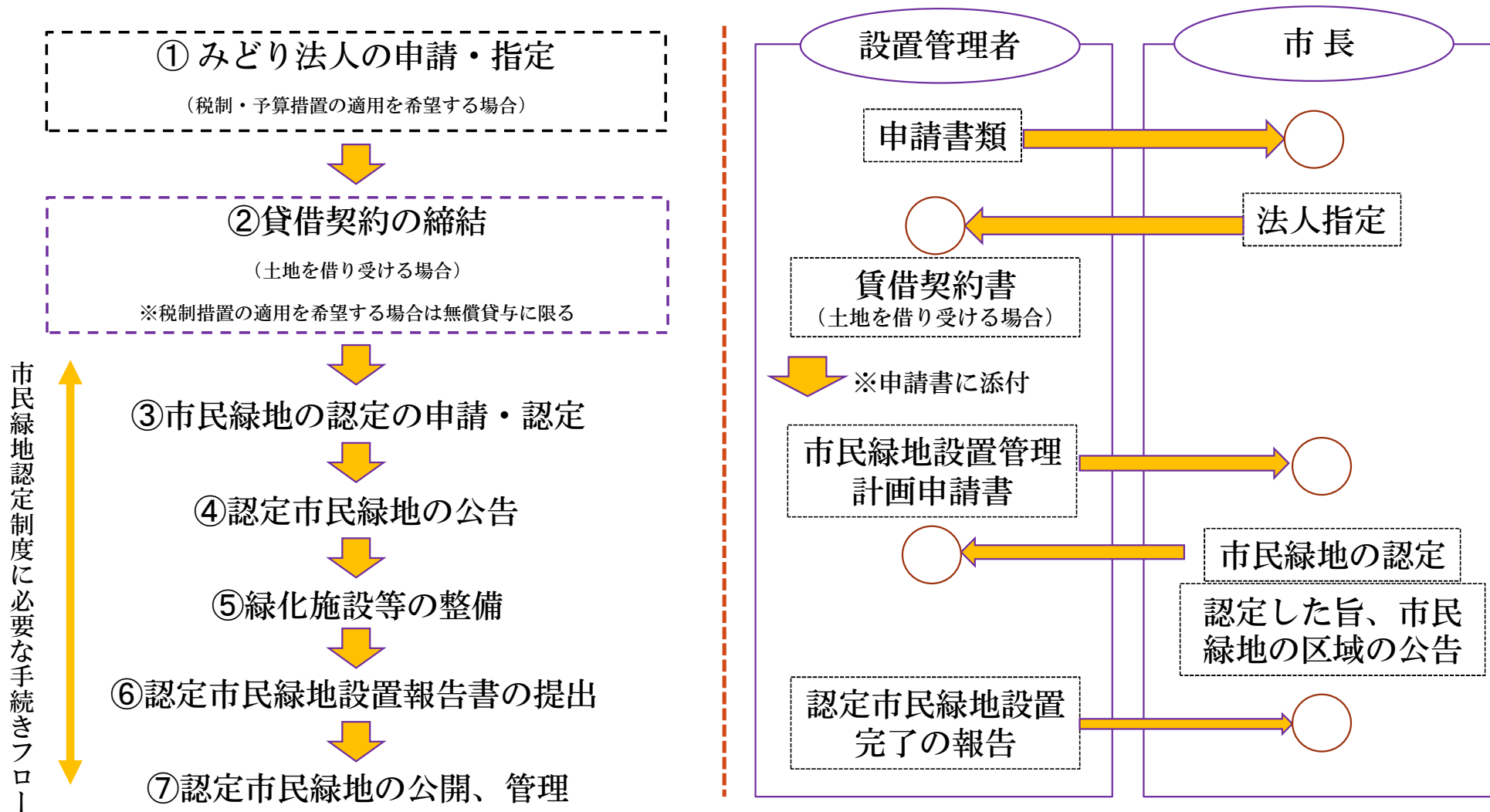
(最初の3年間 課税標準を以下のとおりとする。)

- ・令和6年3月31日までに設置した場合 : 1/2
- ・令和6年4月1日以降に設置した場合 : 2/3

※令和7年3月31日までに設置した場合に限る。



市民緑地認定制度の手続き～税制特例を受ける場合～



市民緑地認定制度を利用するとこんなに良いことが！！

■街区公園が不足している地域において，民間活力を活用して，子供の遊び場等の整備を推進することができます。

■未利用・低利用地を活用することで税制面での負担が軽減できます。

（例）固定資産税，都市計画税の減免

京都市では，最初の3年間，課税標準額を以下のとおりとします。

- ・令和6年3月31日までに設置した場合：1/2
- ・令和6年4月1日以降に設置した場合：2/3

■空き地対策としても有効です。

